

医療機関・介護事業所の皆様へ



介護予防教室を開催してみませんか

この事業は「富良野市介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）」として位置付けられます。

医療機関・介護事業所の介護予防教室

多様な専門職が在籍する医療機関や介護事業所が、施設の空きスペースや地域交流スペースにおいて、高齢者やその家族、地域住民が気軽に立ち寄り相談できる機会を提供し、介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

教室の概要	実施の流れ	交付金の助成
<p>○教室の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、運動、口腔、栄養、認知症等の介護予防に関する内容 	<p>①市高齢者福祉課に「介護予防普及啓発事業登録申請書」を提出します。 ↓</p>	<p>○登録事業者となり、裏面に記載されている交付金助成条件を満たした場合、交付金の助成を受けることができます。</p>
<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者（要支援1・2の方） ・一般高齢者（65歳以上の方） ・地域住民や家族等、高齢者の支援にかかわる方 	<p>②申請書類を審査し、事業登録の可否を決定し、通知します。 ↓</p>	<p>○交付金の基準額は、月間延利用者数に応じて決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15人から29人まで月額15,000円 ・30人から44人まで月額30,000円 ・45人以上月額45,000円
<p>○利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食等は実費自己負担とすることができます。 	<p>③介護予防教室を実施します。</p>	<p>※基準月額は、実施事業所数及び予算額等により上記金額を下回る場合があります。</p>
<p>○実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね月1回以上の開催 <p>※交付金の助成条件は「週1回程度、月3回以上の開催」となります。</p>	<p>④登録事業所の一覧や介護予防教室の情報は市ホームページや市広報誌に随時掲載します。</p>	

◆例えば、こんな内容でも開催できます。

腰痛体操、排泄体操、料理教室、糖尿病教室、減塩教室、口腔ケア、ふまねっと、レクリエーション、相談会、講演会、研修会など

«お問い合わせ・申込み先»
富良野市保健福祉部高齢者福祉課
富良野市弥生町1番1号 富良野市複合庁舎2階
電話 39-2255

令和8年度富良野市介護予防普及啓発事業(介護予防教室)の登録事業者募集要領

1 目的	地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域づくりを推進とともに、高齢者が介護予防に関する知識や方法を学び、主体的、継続的に取り組む動機付けの場を提供するため。
2 応募要件	応募を行う事業者は以下の要件を全て満たすことが必要です。 (1) 市内の医療機関及び介護サービス事業所であること。 (2) 医療機関及び介護サービス事業所の空きスペース等を活用して介護予防教室を開催できること。 (3) 医療機関又は介護事業所の専門職（兼任可）が関与すること。 (4) 必要に応じてボランティアによる協力を得ること。 (5) 月1回以上の定期的な開催ができること。 (6) 教室参加者の募集活動を行い、必要に応じて申込み受付と参加者の決定ができること。
3 応募方法	富良野市介護予防普及啓発事業登録申請書、事業計画書、収支予算書を提出してください。 ※様式はホームページからダウンロードできます。
4 募集期間	令和8年2月20日（金）まで ※募集期間を過ぎても随時受け付けます。
5 事業内容	(1) この事業は、対象者が通所して実施する形態とし、概ね次の項目に掲げる内容とします。 ①介護予防に関する基本的な知識 ②運動器の機能向上 ③栄養改善 ④口腔機能向上 ⑤認知症予防・支援 ⑥閉じこもり予防・支援 ⑦うつ予防・支援 ⑧その他健康保持に関する普及啓発 (2) 次のいずれかの方法により実施します。 ①講話（パンフレットや資料等を配布するもの） ②実習（レクリエーションや体操、料理教室等の体験を伴うもの） ③相談会（専門職が健康や介護の相談に対応するもの） (3) この事業の対象者は、次のとおりです。 ①要支援1及び要支援2認定者 ②65歳以上の一般高齢者 ③地域住民や家族等、高齢者の支援にかかわる方 (4) 飲食等の実費費用は、利用者の自己負担とすることができます。
6 登録決定	申請書類の内容を審査し、登録決定の可否を2月下旬頃に通知します。

交付金の助成について

○登録事業者のうち、次の条件を全て満たす場合は、介護予防普及啓発事業交付金の助成を受けることができます。

- ・1回につき1時間以上開催していること。
- ・週1回程度、月3回以上開催していること。
- ・1ヵ月あたり延べ15人以上参加していること。
- ・参加者の募集活動をしていること。

○交付金の額は、事業を実施した月の延べ参加人数に応じて決定します。

※基準月額は、実施事業所数及び予算額等により下記の金額を下回る金額になる場合があります。

- ・15人から29人まで…月額15,000円
- ・30人から44人まで…月額30,000円
- ・45人以上…月額45,000円

交付金申請手続きの流れ

- ①前年度の2月に「登録申請書」を提出
↓
- ②登録決定後、事業を実施（4月～）
↓
- ③5月頃「交付金申請書」を提出
↓ 交付決定 申請額の2/3を交付
残りの1/3は12月に交付
- ④8月・12月・4月の年3回に分けて「事業実績報告書」を提出。
↓
- ⑤年度末に「事業完了報告書」を提出。
事業実績にかかる基準月額の合計と収支決算報告の対象経費の金額を比較し、金額を確定します。
交付額と確定額に差異がある場合は、交付金の返還もしくは追加交付の手続きが必要となります。